

苫小牧工業高等専門学校発達障害等修学支援委員会規程

規則第78号

制 定 平成21年 5 月19日
一部改正 平成21年 7 月14日
一部改正 平成27年 3 月10日
一部改正 平成28年 1 月26日
一部改正 令和 3 年 1 月20日
一部改正 令和 3 年 3 月26日
一部改正 令和 7 年 4 月22日

(設置)

第1条 苫小牧工業高等専門学校に、発達障害等の障害のある学生に対する支援を行う発達障害等修学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、発達障害等の障害のある学生の修学支援について審議し、関係委員会及び関係教職員と連携し必要な支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するほか、支援に必要な業務を行う。

- 一 支援対象学生の決定及び支援方針等に関すること。
- 二 サポートチームの設置及び構成員に関すること。
- 三 発達障害等のある学生の支援にかかる研修に関すること。
- 四 その他発達障害等のある学生の支援に関して必要と認められること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（教務主事）
- 二 副校長（学生主事）
- 三 学生相談室長
- 四 学生相談室員
- 五 学生課長
- 六 その他校長が指名した者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（学生主事）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、支援対象学生ごとにサポートチーム構成員を指名する。
- 4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代行する。

(サポートチーム)

第6条 サポートチームは、次の各号に掲げる教職員等をもって構成する。

- 一 学生相談室関係者
- 二 当該学生のクラス担任（ただし、対象学生が専攻科生の場合は副専攻科長）
- 三 その他委員長が特に必要と認めた者

第7条 サポートチームにリーダーを置き、サポートチーム構成員から委員長が指名する。

- 2 リーダーは、対象学生の障害等の状況を的確に把握し、サポートチームによる支援を統括する。

第8条 サポートチームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教科担当者等関係教職員と連携・協力した支援計画の作成・実施及び記録等の作成
- 二 対象学生の保護者等との連絡・調整及び協力体制の構築
- 三 必要に応じ外部の関係機関等との連携・協力体制を構築
- 四 所属クラスの学生への対応等、対象学生の修学環境の整備
- 五 その他対象学生の支援に必要と思われる業務

（アドバイザー）

第9条 委員会にアドバイザーを置き、学生相談室カウンセラーをもって充てる。

- 2 アドバイザーは、専門的な見地から、修学支援にかかる助言を行う。

（委員以外の出席）

第10条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

- 2 委員長は、支援対象学生の決定、サポートチームの設置及び構成員に関することを審議するときには、当該学生のクラス担任及び関係系長等を出席させる（ただし、対象学生が専攻科生の場合は副専攻科長及び専攻科長とする。）。

（事務）

第11条 委員会の事務は、学生課において処理する。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 19 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 14 日から施行し、平成 21 年 5 月 19 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 22 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。